

久喜市議会  
平成25年11月定例会議案

## 議 案 目 録

|             |  |     |
|-------------|--|-----|
| 議案第 1 1 4 号 | 平成 2 5 年度久喜市一般会計補正予算（第 4 号）<br>について .....        | 1   |
| 議案第 1 1 5 号 | 平成 2 5 年度久喜市介護保険特別会計補正予算<br>（第 2 号）について .....    | 2   |
| 議案第 1 1 6 号 | 平成 2 5 年度久喜市後期高齢者医療特別会計補<br>正予算（第 2 号）について ..... | 3   |
| 議案第 1 1 7 号 | 平成 2 5 年度久喜市水道事業会計補正予算（第<br>3 号）について .....       | 4   |
| 議案第 1 1 8 号 | 久喜市保育所条例の一部を改正する条例 .....                         | 5   |
| 議案第 1 1 9 号 | 久喜市放課後児童クラブ条例の一部を改正する<br>条例 .....                | 6   |
| 議案第 1 2 0 号 | 久喜市国民健康保険出産費資金貸付条例の一部<br>を改正する条例 .....           | 7   |
| 議案第 1 2 1 号 | 久喜市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一<br>部を改正する条例 .....          | 8   |
| 議案第 1 2 2 号 | 久喜市農業基本条例 .....                                  | 9   |
| 議案第 1 2 3 号 | 久喜市農業集落排水処理施設条例の一部を改正<br>する条例 .....              | 1 2 |
| 議案第 1 2 4 号 | 久喜市災害派遣手当等の支給に関する条例の一<br>部を改正する条例 .....          | 1 3 |
| 議案第 1 2 5 号 | 久喜市地区計画区域内建築物等の制限に関する<br>条例等の一部を改正する条例 .....     | 1 4 |
| 議案第 1 2 6 号 | 久喜市市営住宅条例の一部を改正する条例 .....                        | 1 6 |
| 議案第 1 2 7 号 | 久喜市下水道施設に関する条例の一部を改正す<br>る条例 .....               | 1 7 |
| 議案第 1 2 8 号 | 久喜市下水道条例の一部を改正する条例 .....                         | 1 8 |
| 議案第 1 2 9 号 | 久喜市水道給水条例の一部を改正する条例 .....                        | 1 9 |
| 議案第 1 3 0 号 | 指定管理者の指定について .....                               | 2 0 |
| 議案第 1 3 1 号 | 指定管理者の指定の変更について .....                            | 2 1 |

議案第 1 1 4 号

平成 2 5 年度久喜市一般会計補正予算（第 4 号）について

平成25年度久喜市一般会計補正予算(第4号)を別冊のとおり提出する。

平成 2 5 年 1 1 月 2 8 日提出

久喜市長 田 中 暄 二

議案第 1 1 5 号

平成 2 5 年度久喜市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について

平成25年度久喜市介護保険特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

平成 2 5 年 1 1 月 2 8 日提出

久喜市長 田 中 暄 二

議案第 1 1 6 号

平成 2 5 年度久喜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について

平成25年度久喜市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を別冊のとおり提出する。

平成 2 5 年 1 1 月 2 8 日提出

久喜市長 田 中 暄 二

議案第 1 1 7 号

平成 2 5 年度久喜市水道事業会計補正予算（第 3 号）について

平成25年度久喜市水道事業会計補正予算(第3号)を別冊のとおり提出する。

平成 2 5 年 1 1 月 2 8 日提出

久喜市長 田 中 暄 二

議案第 1 1 8 号

久喜市保育所条例の一部を改正する条例

久喜市保育所条例(平成22年久喜市条例第121号)の一部を次のように改正する。  
第2条の表久喜市立さくら保育園の項中「久喜市所久喜794番地の5」を「久喜市所久喜1130番地」に、「60人」を「70人」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

平成 2 5 年 1 1 月 2 8 日 提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

久喜市立さくら保育園の改築に伴い、位置及び定員を変更したいので、この案を提出するものであります。

議案第 1 1 9 号

久喜市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例

久喜市放課後児童クラブ条例(平成22年久喜市条例第122号)の一部を次のように改正する。

別表第1久喜市立小林・栢間学童クラブの項中「久喜市菖蒲町下栢間2719番地3」を「久喜市菖蒲町下栢間2720番地」に改め、同表久喜市立鷺宮児童館学童クラブの項を次のように改める。

|             |            |     |
|-------------|------------|-----|
| 久喜市立鷺宮学童クラブ | 久喜市葛梅113番地 | 45人 |
|-------------|------------|-----|

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

平成 2 5 年 1 1 月 2 8 日 提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

久喜市立小林・栢間学童クラブ及び久喜市立鷺宮児童館学童クラブの移転に伴い、この案を提出するものであります。

議案第120号

久喜市国民健康保険出産費資金貸付条例の一部を改正する条例

久喜市国民健康保険出産費資金貸付条例(平成22年久喜市条例第143号)の一部を次のように改正する。

第11条を次のように改める。

(延滞金)

第11条 市長は、借受人が償還すべき期日までに償還すべき金額を支払わないときは、久喜市税条例(平成22年久喜市条例第61号)の例により計算した延滞金を徴収する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の久喜市国民健康保険出産費資金貸付条例第11条の規定は、平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

平成25年11月28日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

地方税法の一部改正に伴い、国民健康保険出産費資金貸付金に係る延滞金の割合を改定する必要があるため、この案を提出するものであります。

## 議案第121号

### 久喜市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

久喜市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成22年久喜市条例第148号)の一部を次のように改正する。

別表第2し尿の部定額制の項中「月額 399円」を「月額 380円」に、「1人月額 346円」を「1人月額 330円」に改め、同部従量制の項中「月額 399円」を「月額 380円」に、「36リットル346円」を「36リットル 330円」に改め、同表備考を次のように改める。

#### 備考

- 1 し尿の手数料は、この表に定める手数料の額に100分の108を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。
- 2 普通世帯の特殊便槽については、1世帯当たり、この表に定めるし尿の手数料のうち、人数割1人月額330円に100分の108を乗じて得た額を加算する。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

#### 附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

平成25年11月28日提出

久喜市長 田 中 暄 二

#### 提案理由

し尿処理について、手数料を改正したいので、この案を提出するものであります。

## 議案第122号

### 久喜市農業基本条例

久喜市の農業は、利根川等の豊かな水と緑豊かな関東平野の肥沃な大地のもとで、先人たちのたゆまぬ努力によって、食料の安定供給や自然景観の維持などを通して、市民生活や地域経済の発展に大きく貢献してきました。

農業及び農村は、食料の生産だけでなく、水資源や自然環境の保全に寄与するとともに、貯水機能による水害の防止や、緑地や防災空間さらには生活に潤いを与える場所を提供するなどの多面的な機能を有しており、市民生活にとってかけがえのない財産となっています。

しかしながら、近年は、経済状況や生活環境の変化を背景に、農業の担い手の減少や耕作放棄地の増加、食料の安全性や安定供給への懸念等、農業、農村及び食料をめぐる様々な問題が発生しています。

このようなことから、今後、本市にとってかけがえのない財産である農業及び農村を守るためには、農業振興施策を総合的かつ計画的に進めることが必要であり、持続的に発展できる農業生産構造の確立が不可欠です。

そのためには、農業者の意欲向上はもとより、市民一人ひとりが農業及び農村の市民生活に果たしている役割の重要性について理解を深め、地域で生産される農産物の消費及び利用の促進を図るとともに、農業を本市の基幹産業として育むことが必要です。

農業は、わたしたちの命と暮らしの原点であり、農村は、人が自然とふれあいながら共生できるかけがえのない場であることから、農業及び農村の重要性を次世代に引き継ぐとともに、地域資源を生かし魅力ある農業が息づく地域社会を目指すためにこの条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、農業及び農村のあり方に関する基本理念及びその実現に必要な基本的な施策を定め、並びに市、農業者、農業団体、市民及び事業者の責務等を明らかにすることにより、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって本市の農業の持続的な発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 農村 農業に従事する人が主に生活し、水源のかん養、自然環境の保全、良好な自然景観の形成、文化の伝承等の多面的機能(以下「多面的機能」と

いう。)を有し、人間と自然が共生する地域

- (2) 農業者 市内で農業を営む個人、法人及び団体
- (3) 農業団体 農業協同組合、農業共済組合、土地改良区その他の農業関係団体
- (4) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する者
- (5) 事業者 消費者に食料を提供する事業を営む法人その他の団体及び個人
- (6) 地産外商 市内産の農産物及び農産物加工品を市外へ積極的に販売しようとする事。

(基本理念)

第3条 農業は、優良農地及び農業の担い手が確保され、これらが効率的に組み合わせられるとともに、自然環境に配慮した安全かつ安心な農産物が安定的に生産、供給されることにより、その持続的な発展が図られなければならない。

2 農村は、農産物の供給及び多面的機能が十分発揮されるよう、農業の生産条件の整備及び生活環境の整備により、その振興が図られなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念に基づき、農業及び農村に関する総合的な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

2 市は、前項の施策を講ずるに当たっては、国、県、農業者、農業団体、市民及び事業者と連携を図らなければならない。

(農業者の役割)

第5条 農業者は、安全かつ安心な農産物を安定的に供給し、第3条に定める基本理念の実現に取り組むよう努めるとともに、市が実施する施策に協力するものとする。

(農業団体の役割)

第6条 農業団体は、第3条に定める基本理念に基づき、農業者が安全かつ安心して農業経営ができるための環境づくりに努めるとともに、市が実施する施策に協力するものとする。

(市民の役割)

第7条 市民は、農業及び農村について理解を深め、市内で生産される農産物の積極的な消費に努めるとともに、市が実施する施策に協力するものとする。

(事業者の役割)

第8条 事業者は、市内で生産された農産物を積極的に使用するよう努めるとともに、市が実施する施策に協力するものとする。

(基本的施策)

第9条 市は、第3条に定める基本理念に基づき、次に掲げる事項を農業及び農村に関する基本的な施策とし、各施策相互の連携を図りつつ、推進するものとする。

る。

- (1) 農業の生産基盤の整備を推進すること。
- (2) 優良農地を保全し、農地の有効利用を図ること。
- (3) 農業の多様な担い手を確保し、育成すること。
- (4) 地域農産物の振興及び地域農産物を生かした特産品の開発を推進すること。
- (5) 流通体制を充実させ、地産地消及び地産外商を推進すること。
- (6) 都市と農村との交流を推進すること。
- (7) 環境に配慮した農業生産を推進すること。
- (8) 農業の維持及び農村の保全を図ること。

(基本計画)

第10条 市長は、前条に規定する基本的な施策を総合的かつ計画的に推進するため、農業及び農村の基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 市長は、基本計画を定めるときは、あらかじめ久喜市農業振興協議会条例(平成22年久喜市条例第152号)で定める久喜市農業振興協議会の意見を聴かなければならない。
- 3 市長は、基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(久喜市農業振興協議会条例の一部改正)
- 2 久喜市農業振興協議会条例(平成22年久喜市条例第152号)の一部を次のように改正する。  
第2条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。  
(2) 農業及び農村の基本的な計画に関する事項

平成25年11月28日提出

久喜市長 田 中 暄 二

#### 提案理由

農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、本市の農業の持続的な発展を図るため、この案を提出するものであります。

議案第 1 2 3 号

久喜市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例

久喜市農業集落排水処理施設条例(平成22年久喜市条例第159号)の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「100分の105」を「100分の108」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の久喜市農業集落排水処理施設条例の規定にかかわらず、施行日前から継続している農業集落排水の使用で、施行日から平成26年4月30日までの間に使用料金の支払を受ける権利の確定されるものに係る使用料金(施行日以後初めて使用料金の支払を受ける権利の確定される日が同月30日後である農業集落排水の使用にあっては、当該確定されたもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定される使用料金を前回確定日(その直前の使用料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。)から施行日以後初めて使用料金の支払を受ける権利が確定される日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。)については、なお従前の例による。
- 3 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。

平成 2 5 年 1 1 月 2 8 日 提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

平成26年4月1日から、消費税及び地方消費税の税率が改正されることに伴い、この案を提出するものであります。

議案第 1 2 4 号

久喜市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例

久喜市災害派遣手当等の支給に関する条例(平成22年久喜市条例第188号)の一部を次のように改正する。

第1条中「含む。)」の次に「及び大規模災害からの復興に関する法律(平成25年法律第55号)第56条第1項」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成 2 5 年 1 1 月 2 8 日 提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

大規模災害からの復興に関する法律の施行に伴い、復興計画の作成等のため本市に派遣された職員に対する災害派遣手当の支給に関する規定を整備したいので、この案を提出するものであります。

## 議案第125号

### 久喜市地区計画区域内建築物等の制限に関する条例等の一部を改正する条例

(久喜市地区計画区域内建築物等の制限に関する条例の一部改正)

第1条 久喜市地区計画区域内建築物等の制限に関する条例(平成22年久喜市条例第200号)の一部を次のように改正する。

別表第2の3東鷲宮地区地区整備計画区域沿道センター地区の項及び駅前センター地区の項中「都市計画道路東鷲宮東口停車場線」を「都市計画道路東鷲宮東停車場線」に改める。

(久喜市土地区画整理事業特別会計条例の一部改正)

第2条 久喜市土地区画整理事業特別会計条例(平成22年久喜市条例第207号)の一部を次のように改正する。

第1条中「幸手都市計画事業栗橋駅西(栗橋地区)土地区画整理事業」を「久喜都市計画事業栗橋駅西(栗橋地区)土地区画整理事業」に改める。

(久喜市土地区画整理事業施行規程の一部改正)

第3条 久喜市土地区画整理事業施行規程(平成22年久喜市条例第208号)の一部を次のように改正する。

目次中「(第7条—第8条)」を「(第7条・第8条)」に改める。

第2条中「「幸手都市計画事業栗橋駅西(栗橋地区)土地区画整理事業」」を「久喜都市計画事業栗橋駅西(栗橋地区)土地区画整理事業」に改める。

第9条中「幸手都市計画事業栗橋駅西(栗橋地区)土地区画整理審議会」を「久喜都市計画事業栗橋駅西(栗橋地区)土地区画整理審議会」に改める。

#### 附 則

この条例は、昭和41年建設省告示第2992号によって告示された幸手都市計画区域のうち、北葛飾郡栗橋町の区域及び同郡鷲宮町の区域が久喜都市計画区域に変更することについて効力を生ずる日から施行する。

平成25年11月28日提出

久喜市長 田 中 暄 二

#### 提案理由

都市計画区域の再編に伴い、都市計画道路及び土地区画整理事業の名称が変更

となるため、この案を提出するものであります。

## 議案第126号

### 久喜市市営住宅条例の一部を改正する条例

久喜市市営住宅条例(平成22年久喜市条例第202号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号ク中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に、「被害者で」を「被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で、」に改め、同号ク(ア)中「第3条第3項第3号」の次に「(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)」を、「第5条」の次に「(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)」を加え、同号ク(イ)中「第10条第1項」の次に「(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)」を加える。

#### 附 則

この条例は、平成26年1月3日から施行する。

平成25年11月28日提出

久喜市長 田 中 暄 二

#### 提案理由

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部改正に伴い、久喜市市営住宅条例の一部を改正する必要性が生じたので、この案を提出するものがあります。

議案第 1 2 7 号

久喜市下水道施設に関する条例の一部を改正する条例

久喜市下水道施設に関する条例(平成22年久喜市条例第212号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「上清久の一部」を「上清久、所久喜の一部」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成 2 5 年 1 1 月 2 8 日 提 出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

久喜都市計画事業清久工業団地周辺土地区画整理事業の換地処分の公告に伴い、下水道施設の設置区域の改正を実施したく、この案を提出するものであります。

議案第 1 2 8 号

久喜市下水道条例の一部を改正する条例

久喜市下水道条例(平成22年久喜市条例第213号)の一部を次のように改正する。  
第19条第1項中「100分の105」を「100分の108」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の久喜市下水道条例の規定にかかわらず、施行日前から継続している下水道の使用で、施行日から平成26年4月30日までの間に使用料金の支払を受ける権利の確定されるものに係る使用料金(施行日以後初めて使用料金の支払を受ける権利の確定される日が同月30日後である下水道の使用にあつては、当該確定されたもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定される使用料金を前回確定日(その直前の使用料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。)から施行日以後初めて使用料金の支払を受ける権利が確定される日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。)については、なお従前の例による。
- 3 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。

平成 2 5 年 1 1 月 2 8 日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

平成26年4月1日から、消費税及び地方消費税の税率が改正されることに伴い、この案を提出するものであります。

## 議案第129号

### 久喜市水道給水条例の一部を改正する条例

久喜市水道給水条例(平成22年久喜市条例第92号)の一部を次のように改正する。  
第6条の2第2項、第8条第1項、第22条及び別表第2備考3中「100分の105」を  
「100分の108」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。  
(料金に関する経過措置)
- 2 この条例による改正後の第22条の規定にかかわらず、施行日前から継続して供給している水道の使用で、施行日から平成26年4月30日までの間に料金の支払を受ける権利の確定されるものに係る料金(施行日以後初めて料金の支払を受ける権利の確定される日が同月30日後である水道の使用にあつては、当該確定されたもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定される料金を前回確定日(その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。)から施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定される日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。)については、なお従前の例による。
- 3 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。

平成25年11月28日提出

久喜市長 田 中 暄 二

#### 提案理由

平成26年4月1日から、消費税及び地方消費税の税率が改正されることに伴い、この案を提出するものであります。

## 議案第130号

### 指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて議決を求める。

#### 1 公の施設の名称

久喜市立体育施設(菖蒲温水プール、鷺宮温水プール、鷺宮体育センター、鷺宮運動広場、南栗橋スポーツ広場)、久喜市栗橋B & G海洋センター及び久喜市都市公園の有料公園施設等(寺田公園、上大崎運動公園、森下緑地グラウンド、あやめ公園、寺田緑地グラウンド、ふれあい広場、南栗橋近隣公園、桜田運動公園、沼井公園)

#### 2 指定管理者として指定するもの

シンコースポーツ・サンワックス共同事業体  
(代表者)

東京都台東区台東一丁目27番1号

シンコースポーツ株式会社

代表取締役 石 崎 克 己

#### 3 指定の期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

平成25年11月28日提出

久喜市長 田 中 暄 二

#### 提案理由

久喜市立体育施設、久喜市栗橋B & G海洋センター及び久喜市都市公園の有料公園施設等の管理に関し、指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、この案を提出するものであります。

## 議案第131号

### 指定管理者の指定の変更について

次のとおり指定管理者の指定を変更することについて議決を求める。

- 1 公の施設の名称  
変更前 久喜市立鷺宮児童館学童クラブ  
変更後 久喜市立鷺宮学童クラブ
- 2 指定管理者として指定するもの  
埼玉県久喜市青葉1丁目2番地2  
久喜市学童保育運営協議会  
理事長 西 崎 道 喜
- 3 指定の期間  
平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

平成25年11月28日提出

久喜市長 田 中 暄 二

#### 提案理由

久喜市学童保育運営協議会が管理する久喜市立つばめクラブ等のうち、鷺宮児童館学童クラブの管理に関し、指定管理者の指定内容を変更したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、この案を提出するものであります。